

第 41 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 審議期間 令和 2 年 8 月 19 日(水)から令和 2 年 9 月 7 日(月)の間に意見聴取
(新型コロナウイルス感染症に関する現状を勘案し、書面審議による開催)
- 2 会議方法 大阪市人権施策推進審議会運営要領第 2 条の規定に基づく書面審議
- 3 審議会委員
 - ・木下吉信 ・佐川佳代 ・佐々木りえ ・杉田忠裕 ・鈴木暁子 ・高山直樹
 - ・辻川松子 ・妻木進吾 ・前田直子 ・(会長代理) 三成美保 ・宮本京子
 - ・(会長) 山西美明 ・和田芳香
- 4 議題等
 - (1) 議題 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 2 年度の取組みについて
 - ア 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて
 - イ 市民意識調査(令和 2 年度)の実施について
 - ウ 人権啓発の取組みについて
 - エ 人権相談の取組みについて
 - (2) 報告
 - ア 大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例の施行について
 - イ 大阪市多文化共生指針の策定について
- 5 議事要旨(主な委員意見)
 - (1) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 2 年度の取組みについて、資料に基づき書面審議をいただいた。
 - ア「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて(資料 1)
 - (辻川委員)
 - ・各区をはじめ各所属で、様々な人権に関する特色ある取組みが実践されている。
 - (宮本委員)
 - ・局・室では研修中心、区役所では研修に加え地域住民に対しての啓発活動をメインとして活動していることがよく分かった。しかし、研修後の職員の理解・満足度の反応がすべて 100%となるよう研修内容を充実させるべきである。
 - (和田委員)

- ・ 区役所に来庁する市民に対して、「お客様」（福島区役所）「おもてなし」（東住吉区役所）といった過度の視点は不必要ではないか。

⇒（市の見解）市民サービスを提供する窓口を持つ各区役所では、平成 24 年度より、区役所来庁者等に対する窓口サービスについて民間の事業者による覆面調査を行い、その結果を各区役所にフィードバックすることにより、各区役所における窓口サービス向上につなげる取組を市として行っているため、民間事業者の用語に準じた表現が散見されるが、市民サービス向上の観点から、市民対応の改善に取り組むためのものである。

（佐川委員）

- ・ 北区役所、東淀川区役所について、とても良いと思うが、取組みの目標にするのではなく、これをベースとしプラスアルファを取り入れてはどうか。
- ・ 天王寺区役所について、自己チェックシートの振返りで、できている割合が 60% 以上というのは目標として低いのではないか。
- ・ 淀川区役所について、性的少数者の分野で多様な取組みをされている。

（高山委員）

- ・ 斬新な取組みの変革は見られないように感じるので、今後の新たなかつ大胆な事業展開を期待したい。

（前田委員）

- ・ それぞれの所属の職務内容に応じたプログラムかどうか、やや疑問が残る。それぞれの業務において、より重点的に扱うことが望ましい内容に工夫が必要。

イ 市民意識調査の実施について（資料 2）

（高山委員）

- ・ 大阪市が「人権が尊重されるまち」を目標として挙げられているのであれば、「大阪市内在勤の昼間市民」も調査対象に加えてはどうか。大阪市における人権課題の対処について、政策構想の立案を期待する。

（辻川委員）

- ・ 意識調査を行うことで、市民の人権意識の高揚が図れることを期待したい。

（妻木委員）

- ・ 前回調査の回収率 37.2%、20 代のケース数が 59 人などを考えると、調査の目的を達成するためにはサンプル数を増やした方がよいのではないか。

（前田委員）

- ・ 他の地方公共団体においてもしばしば、実施方法（書面・郵送のみか、ウェブ併用か等）が議論されているが、今回の調査はどのような方式で実施されるの

か。

(宮本委員)

- ・ 郵送による意識調査実施ということについて、紙や送料等コストが掛かる調査において、前回回収率の 37.2%は、ノベルティなどの見返りが無いものの回収率としては妥当な数値なのか。今後、LINE を活用するなど、スマホを用いて調査を行うことも検討してみてもどうか。

(和田委員)

- ・ 回収率の低さが気になる。あわせてインターネットでも回答できるようにすることはできないか。
⇒ (上記 4 委員のご意見に対する市の見解) 回答者の利便性や回収率の向上などについて意識していきたいが、限られた予算の下でもあり、そうした事情なども踏まえながら総合的に判断し実施したい。

ウ 人権啓発の取組みについて (資料 3 - 1、3 - 2)

(辻川委員)

- ・ KOKORO ねっとの記載内容の充実と表紙の明るさが、読もうという気持ちにさせてくれる。

(和田委員)

- ・ 今後発行予定の KOKORO ねっとの特集テーマはタイムリーなもので、発行が楽しみである。

(佐川委員)

- ・ J リーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業は、若者層は勿論幅広い年齢層の方への啓発になると考える。今後は、サッカーだけでなく、他のスポーツとも連携した取組みができればよい。

(妻木委員)

- ・ SNS やインターネットの活用について、新たな情報発信も必要だが、既存の KOKORO ねっとなどがより活用されるよう工夫があってもいいのではないか。

(佐々木委員)

- ・ KOKORO ねっと (電子版) について、1 ページずつ PDF で開くのではなく、まとめて読めるようにしてもらいたい。各学校で電子版をしっかりと宣伝して、保護者の方に読んでいただきたい。
⇒ (市の見解) 電子版については、容量の関係でページを分割しているが、少しでも見やすくなるよう工夫していく。また、保護者への周知については今後検討していく。

(高山委員、宮本委員)

- ・ 人権啓発推進員への研修や経営層への人権啓発講座について、コロナ禍の状況下における状況を踏まえ、パソコンやスマホを活用し、自宅で受けられる方法を検討してみてもどうか。

⇒ (市の見解) 人権啓発推進員への研修や経営層人権啓発講座については、国、大阪府、本市のイベント開催についての方針及び利用施設の定める方針を踏まえ対応している。入場定員の削減、座席の距離の十分な確保、換気の徹底、当日の検温の実施、マスク着用、手指消毒の徹底、大阪コロナ追跡システムへの登録など万全の体制を整え、コロナ禍においても人権啓発を行うことの重要性に鑑み、受託業者と協議し開催を決めた。なお、緊急事態宣言の発出を受けて開催が延期されたことによりウェブ開催もしくはウェブとの併用開催の検討を受託業者に要請している。

(宮本委員)

- ・ 人権啓発推進員に高齢の方が増えている。人権啓発推進員の研修について、現役世代が参加しやすいもの、年齢の枠を超えた交流ができるようなもの、各々のスキルを磨くことができるような参加型のものにするなど、改編の余地があるのではないか。

⇒ (市の見解) 従来から新任推進員向けの研修は座学、全推進員対象の研修は、座学と参加型、校区代表を対象とした研修は参加型で実施しており、今後とも座学と参加型のバランスを考えながら実施していきたい。

(高山委員)

- ・ コロナ禍により中止せざるを得なくなった場合に係る委託費用の支払いが、契約上どのようになっているか教えていただきたい。

⇒ (市の見解) 契約に関しては、委託費用の支払い条件として会場開催の準備に着手する中で緊急事態宣言が発出されるなど開催が困難となった場合には、準備に要した費用についてお支払いすることにしている。

(高山委員)

- ・ 効果検証会議における意見についての認識について教えていただきたい。
- ⇒ (市の見解) 効果検証会議については、現状においてもいただいた貴重な意見を参考にしながら業務の改善に努めており、引き続き取組みを進めていく。

エ 人権相談の取組みについて (資料4)

(和田委員)

- ・ コロナ関連の人権課題に対しても敏感になる必要を感じた。

(宮本委員)

- ・ 地下鉄の駅などでポスターを目にするようになった。
- ・ 今年度はコロナ禍の状況下にあるため、これまでと異なる対応が必要になるのではないかと。連携機関も大阪市こころの健康センターだけでなく、精神医療を行う専門の医療機関も必要になるのではないかと。

(辻川委員)

- ・ 年々知名度が上がっていることについて、日々の取組みが成果として表れている。今後一層の「見える化」を期待する。

(佐々木委員)

- ・ LINE などの SNS を活用して相談できる仕組み作りを検討してもらいたい。
⇒ (市の見解) 人権相談については、匿名の相談が多い関係で電話による相談が、9割以上占めているが、近年メールによる相談が増加している。多様な相談の方法があることを引き続き周知していく。

(高山委員)

- ・ 統計資料については、経年変化も重要なので、単年度の結果ばかりでなく、数年間の推移を掲示してもらいたい。
⇒ (市の見解) 統計資料についてはご指摘を踏まえて、改善を図っていく。

(2) 報告

ア 大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例の施行について (資料5)

(和田委員)

- ・ 条例が制定され、実際に支援も始まっているのはよいこと。今後も引き続き充実した制度となることを期待する。

(佐々木委員)

- ・ 相談件数が増えているが、困っている方はまだまだいると思われるので、さらなる周知徹底をお願いする。

(高山委員)

- ・ 犯罪被害者については、緊急性もあり、放置できないものがあるので、条例制定を機に、より実効性のある運用を行ってもらいたい。

イ 大阪市多文化共生指針の策定について (資料6 - 1、6 - 2)

(和田委員)

- ・ パブリックコメントでは、特に子どもたちの教育に関しての貴重な意見が多数寄せられたので、指針策定のため大いに参考してもらいたい。

(鈴木委員)

- ・ パブリックコメントで得られた意見を、どのように指針に活かすのか。大阪市の対応も含め共有するとともに、パブリックコメントの趣旨に鑑み市民に公開されたい。

⇒ (市の見解) パブリックコメントで寄せられた意見については、指針に反映しなかった意見も含め、類似の意見にまとめ、大阪市の考え方と合わせて公表する予定である。

(高山委員)

- ・ 多文化共生が、大阪の経済、発展に寄与していることを考えた時、大阪市において多文化と共生することの重要性を認識すべき。そういう意味で今回の指針が具体化され、実効性のあるものになることを期待する。

(前田委員)

- ・ ポンチ絵に加え、「施策の方向性」の各項目に関し、既存の施策との連携・その活用という観点から、関連する既存施策も明記し、新指針のもとで新規に導入される施策とあわせて、全体像を包括的に理解できるような資料があると、将来的な広報にも役立つのではないかと。

⇒ (市の見解) 今後、指針に基づく具体的な取組みを行動計画としてまとめ、取り組んでいく。

その他意見

(木下委員)

- ・ コロナ禍の影響で、天理大生が教育実習で拒否されるニュースを見たが、大阪市の学校ではないかと。

⇒ (市の見解) 教育委員会事務局に確認したところ、大阪市立の学校で天理大生の教育実習を拒否した事実はなかった。拒否された実習生も、当初希望した学校において実習を受けられたようである。

- ・ また、同様の扱いを受けている人がどこに相談したらよいのか、しっかりと周知すべき。コロナに関連した差別について、デジタル以外の紙媒体ではどのような啓発を行っているのか。

⇒ (市の見解) 人権啓発・相談センターの人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」で啓発記事の記載し、紙媒体での啓発にも取り組んでいる。また、今後行う人権啓発推進委員への研修内容の追加も予定している。